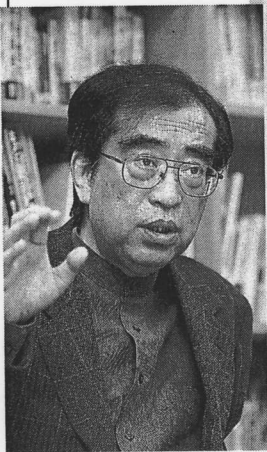


あすに備える

関西学院大学災害復興制度研究所教授

山中 茂樹さん

「やまなか・しげき」NPO法人「大規模災害対策研究機構」副理事長、防災士研修センター「防災士研修講座」講師、元朝日新聞編集委員、60歳。



のようにつくられたのです。戦後すぐに起きた昭和南海地震では災害救助法、伊勢湾台風では災害対策基本法、被災者生活再建支援法は阪神大震災がきっかけで制定されました。最も個人にかかわる法律は災害救助法です。救助の種類を定めた条文で、救助を必要とする者には現金を支給できるとして

を拒んだ判事が榮華失調で死んだことから、時代を象徴する言葉となったのです。戦後の食糧難の時代と同じ尺度で現在も法を運用しているのです。議員立法の災害再建法や被災者生活再建支援法で現金が支給されており、厚労省の言い分は「センス」としか言いようがありません」

08年には支援法の見直し国会の付帯決議に基づいて行われるはずですが、それを契機に被災者の救済を第一義とした法システムを再構築すべきです。——中間所得層を救済できるような法体系も重要です。「阪神大震災では、住宅が壊れて二重ローンを抱えたサラリーマンなど中間所得層が負のスパイラルに陥って下流社会に転落する事態が起きた。一般市民が災害で貧困層になることを防ぐシステムを考えなくてはなりません。例えば、破産すると権利が制限されるため、個人再生法のような民事再生法の個人版をつくり、破産に至る前に類似的な生活保護状態にして現金を給付できるようにする。それには全国規模の災害基金が必要で、特別交付税の一定額を積み立てたり、宝くじや公営ギャンブルの売り上げの一部を出資したりして、制度が構築できる方法を考えるべきです」

法システム再構築が急務

る面を補うには、復興も同時に考えるべきでしょう」

「しかし、日本で復興といえは街の機能、都市の復興しか考えていない。防災都市をつくることは、被災者を念頭においた復興、被災地支援を考えなくてははいけません」

「被災地支援にかかる法律は、被災者が全部入れ替わっても、それは復興になる。阪神大

自然災害で被災した人々を支える法律は、伊勢湾台風や阪神大震災などの災害が起きるたびに「つくられてきた。しかし、そうした法律では支援金の使い道や支給対象が制限され、被災者にとって使い勝手のよい制度が整っていない」とは言い難い。生活の復興に必要な制度を築くには何が欠かせないのか、被災者支援の問題点について聞いた。

「公的資金は復興よりも、防災や減災に使われるべきだ」といふ意見があります。耐震化の重要性が叫ばれた。阪神大震災では「マートホーム」が凶器になった。耐震化の重要性が叫ばれた。阪神大震災では「マートホーム」が凶器になった。耐震化の重要性が叫ばれた。阪神大震災では「マートホーム」が凶器になった。耐震化の重要性が叫ばれた。

「災害には顔がある」といわれる通り、災害対応は一筋縄ではいかない。関東大震災の顔は火災旋風で、10万人を超える犠牲者の大半は焼死者だった。その結果、

被災者支援

「被災地支援にかかる法律は、被災者が全部入れ替わっても、それは復興になる。阪神大

止になっていきます。厚生労働省の言い分はこうです。「災害救助法が適用されるような災害では販売機能が混乱して物資の入手が困難であり、現金を支給しても無意味なことから、現物を給付することになっている」と

関西学院大学災害復興制度研究所と朝日カルチャーセンターが共催で、市民のための防災・危機管理講座「関西を再び地震が襲うとき～あなたの備え」を開いています。12回シリーズの第11回は今月22日の開講で、講師は山中茂樹さん。申し込みは同カルチャーセンター（06・6222・5222）へ。